

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	水道局工務部給水課（庶務） (06-6616-5480)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定給水装置工事事業者の指定
概 要	水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項では、水道事業者は、給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる、と定められています。 また、大阪市水道事業給水条例第13条においても、水道法に基づいて指定を受けようとする方は定められた申請書による申請を行うことと定めています。
根拠法令等 及び条項	水道法第16条の2第1項、第25条の2及び第25条の3 水道法施行規則第18条、第19条及び第20条 大阪市水道事業給水条例（昭和33年4月1日大阪市条例第19号）第13条第1項及び第2項 （ https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ） 指定給水装置工事事業者の指定等に関する取扱要綱
審査基準	水道法第25条の3第1項各号に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。 ・具体的には、次の要件をすべて満たすことが必要です。 (1) 事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること ○「給水装置工事主任技術者」とは、厚生労働大臣から給水装置工事主任技術者免状を交付されている者で、その所属する給水装置工事事業者の事業所において、給水装置工事に関する技術上の管理、給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督等の職務を行う者をいいます。 (2) 次に掲げる機械器具を有する者であること ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具 イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具 ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具 エ 水圧テストポンプ (3) 次のいずれにも該当しない者であること ア 心身の故障により給水装置工事を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものであること イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき ウ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 エ 指定給水装置工事事業者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの
標準処理期間	20日～30日
経由日数	
提出先	水道局工務部給水課
提出時期	随時
提出方法	上記基準を満たした上で、「指定給水装置工事事業者指定申請書」・「機械器具調書」・「指定給水装置工事事業者証交付申請書」・「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」等の必要書類に、法人・個人によって異なるが「誓約書」・「登記簿謄本」又は「登記事項証明書」（法人のみ）・「定款のコピー」（法人のみ）・「住民票」（個人のみ）・「給水装置主任技術者」免状のコピー等を添付した上で水道局工務部給水課まで持参し、提出してください。
手数料	指定手数料：5,000円 指定証発行手数料：500円
相談窓口	水道局工務部給水課（庶務）（06-6616-5480）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000207417.html
備 考	

< 根拠法令等及び条項 >

○ 水道法

(給水装置工事)

第十六条の二 水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができる」と認められる者の指定をすることができる。

2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。

3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

(指定の申請)

第二十五条の二 第十六条の二第一項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 第十六条の二第一項の指定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第二十五条の四第一項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名
- 三 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

(指定の基準)

第二十五条の三 水道事業者は、第十六条の二第一項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- 一 事業所ごとに、第二十五条の四第一項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- 二 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
- 三 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - ニ 第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ヘ 法人であつて、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの
- 2 水道事業者は、第十六条の二第一項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

○水道法施行規則

第十八条 法第二十五条の二第二項の申請書は、様式第一によるものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 法第二十五条の三第一項第三号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
 - 二 法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し
- 3 前項第一号の書類は、様式第二によるものとする。

第十九条 法第二十五条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 法人にあつては、役員の氏名
- 二 指定を受けようとする水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（第二十一条第三項において単に「事業所」という。）において給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者が法第二十五条の五第一項の規定により交付を受けている給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付番号
- 三 事業の範囲

（厚生労働省令で定める機械器具）

第二十条 法第二十五条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- 二 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- 三 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- 四 水圧テストポンプ

○大阪市水道事業給水条例

（指定給水装置工事事業者）

第13条 局長は、給水装置の構造及び材質が第10条第1項の基準に適合することを確保するため、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第1項の規定に基づき、工事を適正に施行することができると認められる者の指定を行う。

- 2 局長は、前項の指定の申請をした者が法第25条の3第1項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、前項の指定をしないものとする。

3 - 6 省 略

○指定給水装置工事事業者の指定等に関する取扱要綱

（指定の申請）

第4条 給水装置工事の事業を行う者が法第16条の2第1項の指定給水装置工事事業者の指定を受けようとするときは、法第25条の2第2項及び省令第18条第1項により、指定給水装置工

事事業者指定申請書（以下「指定申請書」という。）（様式第 1 号）に必要事項を記入し、局長に提出しなければならない。

2 指定申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 指定申請書を提出した者（以下「申請者」という。）が給水装置工事を行うために保有する機械器具の名称、性能及び数を示す書類（様式第 2 号）
- (2) 申請者が法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類（様式第 3 号）
- (3) 申請者が法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し

3 指定申請書の提出は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日）以外の日（以下「開庁日」という。）の午前 9 時から午後 5 時 30 分までの間に随時受け付ける。

（指定の基準）

第 5 条 局長は、申請者が法第 25 条の 3 第 1 項各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定給水装置工事事業者に指定するものとする。

2 局長は、前項の指定を行うときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日をもって行うものとする。

- (1) 指定申請書の提出を受け付けた日（以下「指定申請書の受付日」という。）がその属する月の 1 日から 20 日までの間の日である場合 当該月の末日
- (2) 指定申請書の受付日がその属する月の 21 日から末日までの間の日である場合当該月の翌月の末日

3 局長は、第 1 項の指定を行ったときは、遅滞なくその旨を一般に周知させる措置をとるものとする。